

国立大学法人香川大学減損会計処理取扱要領

平成18年4月1日
制 定

（趣旨）

- 第1 この要領は、国立大学法人香川大学固定資産管理規程第24条第2項の規程に基づき、香川大学（以下「本学」という。）の業務の用に供する固定資産の減損会計処理に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 本学における固定資産の減損会計処理に関する事務の取扱いについては、「国立大学法人会計基準」（平成15年3月5日国立大学法人会計基準等検討会議設定）、「国立大学法人会計基準注解」（平成15年3月5日国立大学法人会計基準等検討会議設定）、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」（平成17年12月22日国立大学法人会計基準等検討会議設定）及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」（平成17年12月22日国立大学法人会計基準等検討会議設定）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）のほか、この要領の定めるところによる。

（減損会計の適用対象となる固定資産）

- 第2 減損会計の適用対象となる固定資産（以下「減損対象資産」という。）は、本学が保有する固定資産のうち、次の各号のいずれかに該当する固定資産を除いた固定資産とする。
- 一 国立大学法人会計基準において、減損処理に関する定めがある固定資産
 - 二 耐用年数が10年未満で、かつ取得価額が5,000万円未満の「機械及び装置並びにその他の附属設備」、「船舶及び水上運搬具」、「車両その他の陸上運搬具」、「工具、器具及び備品」及び「無形固定資産（償却資産に限る）」
 - 三 前号に該当するものを除く、備忘価格の固定資産又はこれに準ずるもの
 - 四 耐用年数が10年以上であるが、取得価額が500万円未満の「器具及び備品」
 - 五 研究用放射性同位元素及び生物（ただし、取得価額が5,000万円以上、又は、耐用年数が10年以上のものを除く。）
 - 六 耐用年数が10年以上で、取得価額が500万円以上5,000万円未満の「器具及び備品」のうち以下の固定資産
 - イ 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く）
 - ロ 事務機器及び通信機器
 - ハ 時計
 - ニ 看板及び広告器具
 - ホ 金庫
 - ヘ 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇器具
 - 七 教育研究用の図書
 - 八 構築物のうち、立木竹及び土留
 - 九 他のものによる代替可能性のある収蔵品等

（減損対象資産の一体性の基準）

第3 土地、建物を除き、複数の固定資産が一体となって使用される場合は、当該資産を一体として減損対象資産と判断することができる。この場合の一体性については、その使用において対象資産が他の固定資産と補完的な関係を有していること、あるいは、通常他の固定資産と同一目的のために同時に又は時間的に近接して使用されることが想定できることを、実態に即して判断することとする。

（減損の兆候の報告）

第4 分任資産管理責任者は、毎会計年度において減損会計の適用対象となる固定資産の利用状況を把握し、当該資産の全部又は一部に別紙1に示す減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、毎年度末までに（次に掲げる事由に該当する場合はその都度）施設環境部長及び経理責任者へ固定資産使用状況調査表（別紙様式1）と減損調査シート（別紙様式3又は別紙様式4）により通知をするものとする。

- 一 移築等を行う場合
- 二 移管を行う場合
- 三 交換を行う場合
- 四 贈与を行う場合
- 五 不用の決定を行う場合
- 六 亡失等があった場合
- 七 減損対象資産の異常又は用途等の阻害に対する報告があった場合
- 八 その他学長が必要と認める場合

（減損の兆候の有無の判定及び認識）

第5 固定資産使用状況調査表及び減損調査シートにより減損の兆候の報告を受けた経理責任者は、施設環境部長の協力を得て、前項各号に該当する場合はその都度、その他の場合は年度末に、別紙1～3に定める基準により減損の兆候の有無の判定及び認識を行い、資産管理責任者を経て学長の承認を得るものとする。ただし、使用しないという決定に基づく減損の場合には、認識の判定は行わず減損を認識するものとする。

（減損額の測定）

第6 経理責任者は、施設環境部長の協力を得て、減損の認識をした固定資産について、正味売却価額（固定資産の時価から処分費用見込額を除いたもの）と使用価値相当額（当該資産について、使用が見込まれる部分を現在取得した場合の価額から減価償却累計額を除いたもの）を算定し、資産管理責任者を経て学長の承認を得るものとする。

- 2 使用価値相当額の算定については、前項で定める方法によることが困難な場合には、当該資産の固定資産台帳価額に当該資産につき使用が想定されていない部分以外の部分の割合を乗じて算出した額を使用価値相当額とすることができる。
- 3 施設環境部長は、当該資産の正味売却価額と使用価値相当額のうちいずれか高い方を回収可能サービス価額とし、当該固定資産台帳価額が回収可能サービス価額を超える金額を減損損失額として、当該固定資産台帳価額から減額するものとする。

4 減損額の測定は、決算日の固定資産台帳価額を基礎とする。

（減損会計処理）

第7 施設環境部長は、第6第3項で算定した減損損失額について、年度決算において、国立大学法人会計基準等に基づき、適正に会計処理を行うものとする。

（減損損失額等の通知）

第8 施設環境部長は、固定資産台帳価額の減額を行った固定資産及び減損の兆候はあるが認識しなかった固定資産について、減損損失額等通知表（別紙様式2）により当該減損調査シートの写しを添付のうえ、当該分任資産管理責任者及び経理責任者へ通知するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月6日から施行する。

別紙様式 1（第 4 関係）

固定資産使用状況調査表（減損対象）

令和 年 月 日

		部局名	
資産名		資産番号	
用途（仕様・規格等）		使用場所	
当初取得年月日	年 月 日	耐用年数（年月）	
当初取得価額	円	資産台帳価額	
① 減損の兆候の概要			
②複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由			
③翌年度以降に使用しないと決定した場合は、当該資産の用途、種類、使用場所、使用しなくなる日、使用しないと決定した経緯と理由			
④固定資産が故障中の場合は、故障原因、修理予定等			
⑤減損の兆候を固定資産の市場価額が著しく下落していることとした場合はその市場額			
(参考資料を添付のこと)			
⑥減損の兆候有りと判定した場合の今後の対応			
⑦その他参考となる事項			

別紙様式2（第8関係）

減損損失額等通知表

令和 年 月 日

		部局名	
資産名		資産番号	
用途（仕様・規格等）		使用場所	
当初取得年月日	年 月 日	耐用年数（年月）	
当初取得価額	円	資産台帳価額	
① 減損の兆候はあるが、認識しなかった場合は、当該資産の全部又は一部について、使用の見込みのあることの裏付け（固定資産の市場価格の回復見込みがある場合はその旨）			
②減損の認識に至った経緯			
③減損損失額			
イ 正味売却価額			
ロ 使用価値相当額			
ハ 固定資産台帳価額			
ニ 差引減損損失額（ハ－（イ、ロのうち高い方の金額））			
④その他参考となる事項			